

質 問 回 答 書 4

提出日：平成28年 7月14日

発 注 機 関 名	長野県建設技術センター	公 告 日	平成28年 7月11日
業 務 名 業 務 力 所 名	平成28年度 橋梁定期点検業務 長野市（豊野・松代・篠ノ井・信州新町・中条・大岡・鬼無里・戸隠を除く）、 山ノ内町・木島平村		
質 問 内 容	(1) 点検調書等の入力システムは、長野県の「橋梁修繕管理システム」のことですか。それとも市町村ごとに用意されていますか。 (2) 点検調書の提出データにエクセルデータは含まれますか。 (3) 長野県橋梁定期点検要領は、木橋の健全度判定の評価基準がありません。木橋の点検方法と評価方法に用いる定期点検要領または基準書をご指示ください。 (4) 木橋点検で健全度判定に調査（例：貫入抵抗測定、応力波測定）が必要な場合は、協議のうえ変更対象になりますか。 (5) 各々の関係機関協議先の機関は、どこを指しますか。 (6) 本設計書の工種に「第三者被害予防措置」がないので、橋梁全体の打音検査は含まれないと考えます。特記仕様書第6の2、第三者被害防止措置は、目視においてあきらかに「うき」・『剥離』がみられかつ橋梁下が道路の場合のみを対象に、変状周りの打音検査と必要に応じこれを撤去することによいですか。 (7) 特記仕様書第5の2に記載の「業務計画書」は、現地踏査の結果をもとに足場条件、交通誘導員、安全管理施設および作業日数を計画するため、委託関係集で定められた「契約締結後15日以内」の提出が難しいです。「業務計画書」は、契約締結後15日ですばらず、現地踏査後の提出によいですか。 (8) 貸与資料に各市町村管理の橋梁台帳は含まれますか。 (9) 橋梁台帳が無く本業務で橋梁台帳作成が必要な場合は、特記仕様書第6の1の(1)の「橋梁台帳出力」や第6の1の(4)の「橋梁台帳の記載事項の補完」の作業と異なるので、設計変更対象としてよいですか。 (10) 設計図書、橋梁点検車運転「燃料費 軽油」の数量を表示していただけますでしょうか。		

回 答	(1) 長野県の「橋梁修繕管理システム」です。 (2) 橋梁修繕管理システムに取りまとめたものから、エクセル出力することになります。 (3) 「長野県林道木橋メンテナンスマニュアル(案) 平成13年3月」、並びに「橋梁定期点検要領 平成26年6月」を参考にして「長野県道路橋定期点検要領 平成27年6月」に準拠して下さい。 (4) 協議のうえ変更対象とします。 (5) 点検調書表に記載しています。 (6) 第三者被害防止措置として打音検査が必要な場合は、協議のうえ変更対象とします。 (7) 近接目視の方法・交通誘導等に関する安全管理方法、安全施管理施設、及び作業時間に関しては、現地踏査後速やかに提出をお願いします。 (8) 含まれます。 (9) 当該業務で必要なもの（位置、路線名、橋長、幅、橋の形式等）を除く、橋梁台帳作成が市町村から求められた場合は、協議のうえ変更対象とします。 (10) $4.6\text{L/h} \times 5.2 = 23.9\text{L}$としています。
---------------------------	---